【議事録】2025年度政府予算編成に関する第1次要請

日 時:2024年6月17日(月)10時45分~11時45分

場 所:国土交通省局会議室

参加者:国土交通省:<水管理·国土保全局上下水道企画課>

堂薗 上下水道事業調整官 、 斉木 総務係長

自 治 労: <公営企業評議会>

岩本 議長 、 森田 副議長 、 福永 事務局長、坂下 部会長

竹下 副部会長 、 上田 幹事 、 林田 幹事

<大都市共闘> 平山 下水道部会長

要請内容:

<公営企業評議会要請>

【水道行政の移管】

1. 水道行政について、国土交通省に大部分を移管し、水道整備・管理の全般は国土交通省が担い、 うち水道水質基準の策定等は環境省の所管とされたことから、引き続き、水道事業・下水道事業 が安定した事業推進を行えるよう、必要な予算確保を行うこと。

<回答>: 【水道行政の移管】

2024年4月より、水道整備・管理行政が厚生労働省から国土交通省および環境省へ移管された。近年は、国土強靭化により下水道に係る予算は増加している。国土交通省としては、引き続き、水道事業・下水道事業が安定した事業推進が行えるよう、必要な予算および組織体制の確保に向け、しっかりととりくむ。

【ウォーターPPP】

1.「下水道事業における公共施設等運営事業等の実施に関するガイドライン」の改定が行われたが、コンセッション導入後の検証を行い、今後課題が生じた場合には、速やかに精査・共有化し、導入の検討を進めている事業管理者に認識をさせることから、有効なモニタリングを行うための職員体制づくりや技術力の確保を促すこと。また、災害時対応における責任の明確化や早期復旧に向けた取り組み手法等、住民が安全・安心できる対応策を講じること。

<回答>: 【コンセッション】

「下水道事業における公共施設等運営事業の実施に関するガイドライン」については、先行している自治体のみならず、運営を担っている民間事業者からも課題等を聴き取った上で、有識者を交えた議論を経て、2022年3月に改訂したところである。有効なモニタリングを行うためのモニタリング体制の確保や、モニタリングの手法等、モニタリングに関する記載を大幅に拡充した。今後もコンセッション方式のモニタリング結果等を確認の上、必要に応じ、本ガイドラインの改定に反映させることを検討したい。また、本ガイドラインで災害など発生時および緊急時の対応を解説している項目についても、必要に応じ、さらに拡充させていくことを検討したい。引き続き、安定的で持続可能な下水道事業に向け、本ガイドラインの周知に努めたい。

2. 「PPP/PFI推進アクションプラン(令和5年改訂版)」にてウォーターPPPが推進されたが、導入にあたっては各自治体の判断によるものとすること。また、導入後の運用について、ガイドライン等を策定するとともに必要な人員配置や技術力の向上などにむけた支援を行うこと。

<回答>: 【ウォーターPPP】

ウォーターPPPは、職員不足、施設老朽化、使用料収入減少など、地方公共団体が抱える様々な課題解決するための一つの有効な手段と考えている。下水道事業・経営の持続可能性の確保に向けた大きな転換点として捉えていただき、積極的かつ可能な限り速やかな導入検討の開始をお願いしたい。今回、下水道分野におけるウォーターPPPのガイドラインを2024年3月に提示している。この内容は、国土交通省内で議論し、過去のQAなどを取りまとめたものであるため、今後は自治体・民間・学識を含めた検討会を立ち上げ、その中で意見などを踏まえながら、ガイドラインを改訂していく予定である。引き続き、導入後の運用も含め、ガイドラインの中で丁寧に解説するなど、地

方公共団体への助言・支援などの実施に努めていく。

【下水道行政】

1. 次年度の予算編成に際しては、特徴的事項を明確にし、下水道(汚水処理)サービスを想定して、予想される効果などを具体に提示すること。また、地域の課題や実情に応じた対応が可能になるようにすること。

<回答>:【次年度予算編成】

「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」として、激甚化する風水害や巨大地震への対策、予防保全に向けた老朽化対策などについて、重点的かつ集中的に実施していく。とりわけ、能登半島地震を踏まえてどうしていくか、中間とりまとめを5月29日に公開しており、その中で下水道施設の耐震化を進めていくべきと助言もあることから、なるべく予算に反映出来るよう検討しているところである。下水道管理者が効果の高い事業を行えるよう、必要・十分な予算の確保に向け引き続き努力してまいりたい。

2. 下水道事業は、広域的な流域や水域の保全など公的受益をもたらすものであることから、国庫補助を前提に建設・改築更新してきた経緯を踏まえて、現在の補助率の維持ができるよう関係省庁との調整を継続すること。また、広域化・共同化を進めるにあたり、引き続き実例等の情報発信に努めるとともに、地域ニーズに応じた必要な財政措置について拡充ができるよう、省庁間での連携を行うこと。

<回答>: 【国庫補助の継続と広域化・共同化の推進】

国土交通省としては、下水道の公共的役割や各地方公共団体の状況等を踏まえ、引き続き現在の国庫補助制度が維持できるよう努めてまいりたい。広域化・共同化の推進のため、広域化・共同化計画実施マニュアル、下水道事業における広域化・共同化の事例集を2024年4月に公表したところであるが、現在進行形であるため、引き続き事例を収集しながら広く情報発信していきたい。財政支援としては、2024年度に「下水道広域化推進総合事業」の補助対象を拡充したところである。引き続き、関係省庁とも連携して取り組んでまいりたい。

3. 下水道事業職場における事業に精通した職員等の育成・配置について、極めて少人数で下水道事業を行っている自治体等では、技術の継承が容易でないことから、広域的な取り組みにより人材育成が可能となるよう引き続き支援すること。

<回答>:人材育成と技術の継承

下水道事業の持続的な運営を図る上で、特に中小市町村における技術の継承は重要な課題と認識している。国土交通省では、毎年、自治体職員を対象に、「ストックマネジメント」などの重要な施策に関する研修を実施するとともに、地方共同法人日本下水道事業団においても様々な研修を実施しており、広範な専門知識の取得や技術の向上を図っている。研修をオンライン化することで出張しなくても、受講できるメリットがあると考えており、今年度も秋ごろに実施予定である。引き続き、研修テーマなど、ご意見あれば検討してまいりたい。また、人口減少、施設の老朽化が顕在化するなか、持続可能な下水道を含む汚水処理事業の運営に向け、国土交通省として、関係省庁と連携し、施設の統廃合、複数の汚水処理事業による下水道施設の共同利用、複数の地方公共団体による施設の共同利用など広域化・共同化に対し、技術的、財政的に支援しているところである。国土交通省としては、こうした施策を進めることにより、中小市町村をはじめ、全国の地方公共団体の下水道事業が持続的に運営されるよう支援していく。

4. DX・ICTの活用を推進するにあたっては、中小事業体がより計画的・効率的な改築・維持管理を推進するためのマネジメントサイクルを容易に確立できるよう、ガイドラインの精査をするとともに、財政的・技術的な支援を行うこと。また、下水道分野の業務の効率化を目的として、共通プラットフォームやアセットマネジメント導入などのDX化が進みつつある。技術職確保のためにも、DX・ICT活用の目的は業務の省力化であることを明らかにするとともに、各自治体に対し、人員の削減につなげることのないよう周知徹底すること。

<回答>: DX/ICTの活用について

国土交通省においては、計画的な点検・調査、施設の更新を支援するために、「下水道ストックマネジメント支援制度」を2016年度に創設し、計画的な改築更新を進めてきたところである。さらに効率的・効果的に取り組むためには、ICTを活用し、施設情報や維持管理情報のデータを起点とし

た点検・調査、修繕・改築を行うマネジメントサイクルの確立していくことが重要と考えている。そのため、電子化が遅れている中小都市での取り組みの促進を主眼に置き、情報管理方法、マネジメントの方法およびICTを活用した点検・調査方法など整理した「維持管理情報等を起点としたマネジメントサイクル確立に向けたガイドライン」について、2019年度に管路施設編、2020年度に処理場・ポンプ場施設編を策定している。加えて、2022年度より下水道管路に関する情報等をデジタル化するために必要な費用を支援する「下水道情報デジタル化支援事業」を創設し、マネジメントサイクルの確立に係るとりくみを支援しているところである。国土交通省としては、必要な予算の確保に努めるとともに、財政的・技術的支援を実施していく。下水道事業を取り巻く環境が一層厳しくなる中においても、下水道サービスの持続性を確保することを目的として、DXを推進しているところである。ICT・DX推進は人減らしではなく、目的については、「下水道政策研究委員会制度小委員会報告書」(2020年7月)や「新下水道ビジョン加速化戦略(令和4年度改訂版)」(2023年3月)においても明記しているところである。引き続き、DX推進の目的や好事例などを共有するため、説明会開催などにより周知をはかっていく。

5. 2050年カーボンニュートラルの実現に向けた下水道の課題を解消していくため、『グリーンイノベーション下水道』の実現にむけた様々な施策が行われていくが、これらの施策を検証し下水道事業の運営に対する影響について適宜公表すること。

<回答>:カーボンニュートラルの実現に向けた課題

2022年度の『脱炭素社会に貢献する下水道のあり方小委員会』において、2050年カーボンニュートラル実現に向けた下水道の方向性や施策等が示されたところである。 脱炭素化に向けた取組を加速化するため、下水道の排出量などの「見える化」などにとりくむとともに、各地方公共団体の実態も踏まえた対策や検討すべき課題などについて検討・支援していく。とりわけ、排出量の多い地方公共団体に対してとりくみを進めていただくよう、支援していきたいと考えている。以上の検証・検討結果については、適宜公表してまいりたい。

【大規模自然災害の対策強化】

1. 地震をはじめ、近年の台風や集中豪雨による甚大な災害に対し、被災地の情報の収集および 提供を継続するとともに、的確な支援をすること。引き続き各自治体に対し、災害対応マニュアル やBCPなどが実践的なものとなるよう、この間の事例を踏まえつつ、訓練によるブラッシュアッ プの必要性を周知し、各省庁における横断的な課題が生じた際には支援を行うこと。また、広域・ 流域下水道でのBCP策定や訓練の実施について実例の発信や技術支援等を行うこと。

<回答>: 大規模自然災害の対策強化

地震や水害など、甚大な災害が発生した場合には、施設の被害状況等について、各自治体から情報を収集するとともに、HPなどを通じて情報発信を行っているところである。 また、被災地に国土交通省の職員をTEC-FORCEとして派遣し、被災自治体に対する技術的支援を行ってきた。下水道BCP策定マニュアルについて、2019年の東日本台風や2021年度以降の水害などによる下水道施設の被災から明らかになった課題を踏まえた改訂を2023年4月に行い、下水道機能の確保に向けた対処方針を示すとともに、迅速に機能を維持・回復できるよう、下水道BCPの策定、訓練による計画的な見直しを推進しているところである。今回の能登半島地震を踏まえ、これから検証し下水道BCP策定マニュアルのブラッシュアップを行っていきたい。災害に伴う大規模かつ長期停電時における燃料や電源の調達など、各省庁間の調整によって必要な支援を行うこととしている。

2. 災害により甚大な被害が発生した場合には、被災施設の復旧状況を見極め、予算措置や人員確保について、完全復旧まで支援を継続すること。また、復興支援に関して、支援をする自治体にも災害対応を経験する場となるため、長期的な派遣ができるような体制並びに予算の確保を推奨すること。

<回答>:完全復旧までの支援継続とそのための体制確保

大規模な自然災害が発生し下水道施設に甚大な被害が発生した場合には、被災施設の状況を見極めながら適切に予算配分がなされることが必要であると考えており、下水道部としては、円滑な災害査定の実施や予算確保に向けて、必要な技術的支援を行っているところである。 また、被災団体の復旧支援に係る人員確保に当たっては、全国知事会・市長会・町村長会のシステムや関係の深い団体同士のネットワークを通じて実施されているものと理解している。 なお、支援団体における長期派遣者の人件費等については、特別交付税措置がなされるものと認識している。 国土交通省としては、引き続き、被災地方公共団体のご意見も踏まえ、関係省庁と協力し、必要な支援を行っていく。

3. 災害復旧事業について、被災地域の早期復興にむけた調査並びに手続きの一層の簡素化をはかるとともに、早期復興がスムーズに進捗することができるよう、適切な対応策を講じること。また、支援事業者との協力体制の構築をはかること。

<回答>:災害復旧事業手続きの簡素化

災害復旧事業の災害査定について、被害件数が多い地方公共団体においては、書面による査定上限額の引き上げや設計図書の簡素化により、早期の災害査定を実施するなどの効率化が行われている。また、被災自治体が早期に災害復旧事業に着手できるよう、地方公共団体同士の相互支援のルールを定め、このルールのもと、被災自治体への支援も行われている。今後も国土交通省では、被災市町村ができる限り早期に復旧できるよう全力で支援を行っていく。引き続き、改善していけるように能登半島地震を踏まえて、検証していきたいと考える。

4. 近年の豪雨災害等を踏まえ、下水道管理者による内水氾濫防止と河川管理者による河川氾濫防止のため、より緻密な関係間連携の強化を図れるよう技術的な支援等を行うこと。

<回答>:豪雨災害時の下水道管理者および河川管理者の関係間連携

豪雨災害時の下水道管理者および河川管理者の関係間連携 〈回答〉

流域のあらゆる関係者が連携した流域治水の実効性を高めるため、流域治水関連法による法的枠組みを活用したとりくみなど推進しているところであり、引き続き、技術的な助言など必要な支援を実施していく。

【災害復興支援】

1. 被災地域の復興について、当該自治体の要望・意見を十分に聞き地域の特性やニーズを踏まえた支援方策を引き続き検討すること。また、人材不足や資材不足が復興の弊害とならないよう状況を注視し、円滑な施工が確保されるよう適切な対応に努めること。

<回答>:地域の特性やニーズを踏まえた支援

東日本大震災からの復旧等の事業については、間接工事費の割り増しを行う復興係数の導入などを 実施してきたところである。今回の能登半島地震において、事業者に対して人員・資材調達を行っ ている状況であるが、被災地域にとってより良い支援方法を考えていきたい。国土交通省としては、 引き続き、被災地域における復旧・復興事業が円滑に進むよう、関係省庁と協力しつつ、技術的な 助言等など必要な支援を実施していく。

2. 能登半島地震の復旧事業について、被災地域の早期復興にむけ手続きの一層の簡素化をはかるとともに、早期復興がスムーズに進捗することができるよう、適切な対応策を講じること。

<回答>:能登半島地震の復旧

能登半島地震の災害復旧事業の災害査定について、書面による査定上限額の引き上げや設計図書の簡素化により、早期の災害査定を実施するなどの効率化が行われている。 また、4月より「能登上下水道復興支援室」を七尾市に設置し、国土交通省の上下水道技術職員を常駐させ、上下水道の復旧を技術的にサポートする体制を構築している。 能登半島地震の教訓を踏まえて、検討委員会を立ち上げており、8月に最終とりまとめを行う予定である。今回、多くの課題が見つかったことから、次の地震に備えて、その対策検討をこの委員会で議論しているところである。 今後も国土交通省としては、引き続き、被災地に寄り添い、地域の将来を見据えた復旧・復興に向けて、全力を挙げて被災自治体を最大限支援していく。

3. 東日本大震災において、大幅な人口減少や下水処理区域の縮小による使用料収益の大幅減少により、将来の事業見通しが立てられないでいる各自治体および事業体に対し、持続的な事業運営ができるようより一層の支援を行うこと。

<回答>:東日本大震災への支援

全ての事業体において、持続的な事業運営を実現は重要と考えている。 国土交通省としては、下水道事業を取り巻く厳しい状況は今後益々加速していくと予想しており、中長期的な観点からアセットマネジメント、DX、官民連携および広域化・共同化など、事業体に対し必要な支援を行っていく。引き続き、しっかりと支援をしていきたいと考えている。

意見交換:

【農業集落排水について】

自治労:農林水産省管轄となる農業排水については近年、設備の老朽化が多く見られ補助金の交付件数が増加傾向になることが予測される中、交付金の追加対象となったマネジメント計画を各自治体が現在策定に向けて進められている状況である。農業集落排水も下水道事業のひとつでもあることや、ウォーターPPPでも想定されていることも踏まえると、ノウハウのある国土交通省から農林水産省への助言など連携を図っていただきたい。

国交省:管轄が異なることから、国土交通省の予算を農林水産省の施設に充てることはできない。 内閣府より、地方創生汚水処理施設整備推進交付金があり、その中で農集排の改築についても可能 である。

【能登半島地震について】

自治労:調査については、これまでの経験により簡素化に向けて工夫されてきたかと思うが、今回の能登半島地震ではマンホールの隆起が多く見られ、2次調査の管内調査をせずとも管路の復旧は必須にも関わらず、1次調査の段階より隆起の寸法やマンホール内の滞水水位など、マンホール毎に確認し写真を撮影したうえで、二次調査も同じような作業を実施することになった。下水道復旧を早期に進めていくうえで、現場での裁量、強いては災害査定の簡素化も含めて、引き続き、今回の経験を活かせるように検討願う。

国交省:現地で実際に作業をされた職員の方の声をまだまだ聴けていないと認識している。引き続き情報をいただき、反映していきたい。

自治労:被災直後の下水道台帳管理について、すぐに台帳が出て来ない状況では、初動調査の遅れにも繋がったと感じている。被災自治体が対応困難な状況にあっても、事前に自治体間での情報共有を図るなど、連携強化に向けたとりくみを進めていただきたい。

国交省:市町村の下水道の台帳情報について、どの民間(コンサルタント)が作成したかなどの情報を事前に把握しておくなども考えられる。被災直後に情報を速やかに把握・共有できる仕組みを検討できればと考える。

【ウォーターPPPについて】

自治労:2027年度以降の補助要件について、ウォーターPPPの進捗状況によって補助要件が緩和されるなど、変更していく考えはあるのか。

国交省:現時点で補助要件の変更は考えていない。昨年度にウォーターPPPを示させてもらい、現在、各自治体が検討を進めていただいている状況である。現時点では、ガイドラインを示しながら、とりくみを進めていくための環境整備に力を入れている。

【DX・ICTについて】

自治労:イニシャルコストに対しては補助対象として導入しても、ランニングコストでは補助対象では無い状況である。DX・ICTはトライアンドエラーを繰り返しながら、長期間の運用を実現することで効果を発揮するものであり、ランニングコストが高いDX・ICTを導入するのには躊躇してしまう自治体が多いと想定される。各自治体が諦めないような継続的な補助が必要である。

国交省:国と地方との役割分担の関係性もあり、DX・ICTに限らず、施設整備には補助が出るが、ランニングコストに係る補助は出ない方向性の中で、厳しい状況である。コストを抑えながらDX・ICTを導入するには、自治体の規模等に応じてスペックをどのレベルに設定するのか重要と考える。今後のランニングコストも踏まえてスペックを検討しつつ、DX・ICTにとりくんでいただきたい。